

竜丘地域自治会規約

制定 平成 25 年 3 月 25 日

改正 平成 27 年 3 月 23 日

改正 平成 29 年 4 月 20 日

改正 平成 30 年 4 月 23 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 竜丘地域自治会（以下「本会」という。）は、自主自立の精神に基づき地域自治の推進を図り、竜丘地域自治区の住民及び行政をはじめ地域内外の諸団体と協働し地域課題に対処するとともに、地域の共益的事業を通じ、良好な地域社会の維持及び向上発展を図ることを目的とする。

(設置)

第 2 条 前条の目的を達成するため、本会の事務所を飯田市桐林 505 番地竜丘自治振興センターに置く。

(区域)

第 3 条 本会の区域は、飯田市竜丘地域自治区の区域（以下「地域」という。）とする。

2 地域内に 5 つの区を置く。

(組織)

第 4 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため、「総会」、「役員会」、「区長会」及び次の各号に掲げる委員会を置く。

(1) 地域振興委員会

(2) 安全委員会

(3) 福祉健康委員会

(4) 環境委員会

(5) 公民館

2 第 1 項各号の委員会に、必要に応じ補助執行機関として部会等を置くことができる。

(1) 安全委員会に交通安全部会、生活安全部会を置く。

(2) 公民館に企画委員会、各専門委員会、特別委員会を置く。

3 各委員会の委員は、区ごと及びその他必要に応じて選出基準を定める。

第 2 章 会員

(会員)

第 5 条 本会は、地域に住所を有する個人と事業所で構成する。

(会費)

第 6 条 会員は、本会の目的を達成するため地域自治会費（以下「会費」という。）を納付するものとする。

2 本会は、特別の理由があると認めるときは前項に規定する会費を減額または免除する

ことができる。

第3章 役員及び委員

(役員)

第7条 本会に、会長1名、副会長2名(うち1名は会計を兼ねる)、監事2名のほか、次の各項に掲げる役員を置く。

- 2 各委員会に、委員長1名、副委員長を若干名置く。
- 3 各部に、部長1名、副部長を若干名置く。
- 4 公民館の各委員会に、委員長1名、副委員長を若干名置く。
- 5 本会には、必要に応じて相談役及び顧問を置くことができる。

(役員を選任)

第8条 役員は、次の各項に掲げる方法により選任する。

- 2 正副会長は、選考委員会において候補者を選出し総会において選任する。
- 3 監事は、地域内から選出した後、総会において選任する。
- 4 委員長、副委員長、部長、副部長は、所属する各委員会の委員の互選により選出し総会において選任する。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長がかけたときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、本会の経理を行う。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。
- 5 区長は、各区の代表として、本会の総務企画及び各委員会との総合的な調整等を担当する。
- 6 委員会役員は、委員会を代表し、委員会が所掌する業務を分任する。
- 7 部会役員は、部会を代表し、部会が所掌する業務を分任する。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は2年とし再任は妨げない。但し、公民館はこの限りではない。

- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会)

第11条 総会は定期総会と臨時総会とする。

- 2 総会は、各委員会、各部会の役員及び委員で構成する。但し、公民館については、館長、分館長及び正副委員長とする。

(総会の審議決定事項)

第12条 総会は、次のことを審議決定する。

- (1) 事業計画案、会計予算案に関する事。
- (2) 事業報告、会計決算に関する事。
- (3) 資産の処分及び管理に関する事。
- (4) 規約の改正に関する事。
- (5) 役員を選出に関する事。
- (6) その他本会の重要事項に関する事。

(総会の開催)

第13条 総会は、会長が招集する。

- 2 定期総会は、毎年度開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 総会の構成員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- 4 総会の議長は、その総会において出席者の中から選出する。

(総会の成立)

第14条 総会は、第11条第2項の構成員の2分の1の出席により成立する。但し、委任状をもって出席したものと見なす。

(総会の議決)

第15条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 採決の方法は、挙手又は無記名の投票による。

(総会の議事録)

第16条 議長は、出席者の中から書記と議事録署名人を指名し、会長は総会における議事録を作成しなければならない。

第5章 役員会

(役員会)

第17条 本会に、総会に次ぐ議決機関として役員会を置き、各区長、各副区長、公民館長、相談役及び各委員会正副委員長で構成する。

- 2 役員会は、各委員会の円滑な運営及び各委員会間並びに各区との連絡調整を行う。
- 3 役員会は、会長が必要により開催し、次のことを審議決定する。
 - (1) 総会に付議すべき事項。
 - (2) 総会で委任された事項。
 - (3) 緊急を要し総会を開催する暇がない場合で、総会の権限に属する事項。
 - (4) 各委員会及び各部会の調整に関する事。
 - (5) 役員を選出に関する事。

第6章 区長会

(区長会)

第18条 区長会は、次の事項を協議する。

- (1) 地域自治区、区等の自治組織を通じた自治活動の運営に関する事。
- (2) 地域要望に関する事。
- (3) 自主防災会等の防災に関する事。
- (4) 桐林クリーンセンターに関する事。
- (5) 本会の総務、企画運営に関する事。
- (6) 各委員会等の活動に属さない事。

第7章 委員会

(委員会の業務)

第19条 各委員会は、第1条の目的達成のため、総会の決定にしたがって、次の各号に掲げる業務を分担する。

- (1) 地域振興委員会は、地域内における産業振興、道路河川基盤整備、史跡・名勝等の保存、土地利用、里山整備・管理及び本会活動の広報に関する事。
- (2) 安全委員会は、交通安全及び防火・防犯に関する事。
- (3) 福祉健康委員会は、健康増進及び地域福祉に関する事。
- (4) 環境委員会は、廃棄物の削減・処理、資源活用及び環境景観保全に関する事。
- (5) 公民館は、社会教育・生涯学習及び青少年の健全育成に関する事。

(委員会の運営)

第20条 委員会の運営に関する事は、別に定める。

第8章 資産及び会計

(会計)

第21条 本会の経費は、会費、交付金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 予算及び決算の会計処理は委員会ごとに行い、本会の会計は、この合算をもって処理する。

(活動手当及び手当等)

第22条 委員等に活動手当、手当及びその他費用弁償等を支給できる。

2 支給基準は別に定める。

(会計監査)

第23条 会計監査は、毎会計年度終了後に行い、総会に報告する。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第25条 本会の事務所は、規約、役員名簿、総会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を整えておかなければならない。

(委任)

第26条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2 会長は、前項に規定する事項を定めたときは、総会に報告し承認を得なければならない。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

この規約は、平成29年4月20日から施行する。

この規約は、平成30年4月23日から施行する。